特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
石巻市長

公表日
令和5年12月25日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務
②事務の概要	【事務の概要】 公営住宅法及び住宅地区改良法に基づく市営住宅等の管理 【特定個人情報保護ファイルを用いた事務】 ・収入申告の受理、審査又は応答に関する事務 ・収入状況の報告の請求等に関する事務 ・家賃等の決定及び徴収に関する事務 ・家賃等の減免申請の受理、審査又は応答に関する事務 ・家賃等の徴収猶予の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ・入居申込みの受理、審査又は応答に関する事務 ・住宅の明渡し請求に関する事務 ・入居者の同居承認、入居承継の承認申請の受理、審査又は応答に関する事務 ・他の住宅をあっせんする事務 ・収入超過者及び高額所得者に対する家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	住宅管理システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
住宅管理システムファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の19、35の項 内閣府・総務省令第5号　第18、26条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号　別表第二の31、54の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び条例を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第22条、28条 【情報提供】 なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	石巻市総務部総務課　住所：石巻市穀町１４番１号　電話番号：0225-95-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	石巻市建設部住宅課　住所:石巻市穀町14番1号　電話番号:0225-95-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[ ] 内部監査　[ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	Ⅰ　5　評価実施機関における担当部署　②所属長	住宅管理課長　秋山　光義	住宅管理課長　阿部　訓彦	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ　5　評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	所属長　住宅管理課長　阿部　訓彦	住宅管理課長	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ　5　評価実施機関における担当部署　①部署	建設部住宅管理課	建設部住宅課	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ　5　評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	住宅管理課長	住宅課長	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ　8　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	石巻市建設部住宅管理課　住所:石巻市穀町14番1号　電話番号:0225-95-1111	石巻市建設部住宅課　住所:石巻市穀町14番1号　電話番号:0225-95-1111	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ　1　対象人数　いつの時点の計数か	平成27年4月1日　時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ　2　取扱者数　いつの時点の計数か	平成27年4月1日　時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ　1　対象人数　いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ　2　取扱者数　いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ　4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号　別表第二の31、54の項	【情報照会】 番号法第19条第8号　別表第二の31、54の項	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ　1　対象人数　いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ　2　取扱者数　いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ　1　対象人数　いつの時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ　2　取扱者数　いつの時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	